

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所（以下「B事業所」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年6月11日まで

私は、B事業所に勤務している時に結婚し、その後、A協会C事業所（以下「C事業所」という。）に異動になったが、A協会には定年退職まで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA協会が提出した人事記録により、申立人は、申立期間において、同協会に継続して勤務していたものと認められる。

また、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した21人のうち、20人（申立人を含む。）は同年4月1日にB事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、複数の同僚はB事業所に勤務したことは無いとしており、A協会は、「C事業所に勤務していた従業員は、当該事業所が適用事業所となるまでB事業所において厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所に係る厚生年金被保険者台帳における昭和32年3月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人と同様に昭和32年4月1日にB事業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年6月11日にC事業所において同資格を取得し、申立期間と同期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している者が20人（申立人を含む。）確認できることから、事業主が同年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年12月4日から53年3月1日まで
② 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

申立期間①については、A社の引き抜きで、C社からA社へ期間を空けずに入社したため、申立期間も継続してA社で働いていたと記憶しており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得がいかないため、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社からB社に転籍した時期であるが、当該期間も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和 53 年 10 月 26 日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる 33 人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和 54 年 4 月 2 日に同資格の喪失処理が遡って行われている上、同年 1 月及び同年 2 月に同資格を取得した記録が確認できる 13 人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 54 年 2 月 28 日であると認められる。

また、昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における 53 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、28 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、昭和 54 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍したと申し立てしているところ、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険適用事業所となった同年 4 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者の資格を取得した 59 人のうち、申立人を含む 39 人はA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年 4 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和 54 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年 2 月 10 日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において 5 人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間

に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、C社を退職し、A社に再就職している12人の同僚のオンライン記録及び雇用保険被保険者記録を調査した結果、A社における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日はいずれも同日又は一日違いであるが、1人を除く11人が、C社で厚生年金保険及び雇用保険の資格を喪失し、A社で両資格を取得するまでの間に、申立人と同様に空白期間（1か月から9か月）が存在することが確認できる。

また、前述の同僚のうち一人は、「自分は昭和52年12月末までC社で仕事をし、53年1月からA社で仕事を始めたが、D地区にできたばかりの会社だったので、『社会保険関係には1か月経過後に加入させます。』という説明があり、加入したのは同年2月からだったと記憶している。だから、53年1月は健康保険証は無いままで、給与は支給されたが、保険料は引かれていなかった。52年12月と53年1月の2か月間は自分も空白期間となっている。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡（熊本）厚生年金 事案 4641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 8 月 12 日

私は、平成 21 年 8 月 12 日に、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、年金記録に当該標準賞与額の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した申立人の申立期間に係る賞与明細書により、申立人はその主張する標準賞与額（17万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（佐賀）国民年金 事案 2639

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から6年3月まで
平成3年11月から6年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、6年3月頃、自宅において、A町（現在は、B町）の職員に一括して保険料を納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び日本年金機構の回答により、申立人の平成3年11月1日付けの国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、6年6月21日に入力処理されていることが確認できることから、その入力処理時点まで、申立期間は第3号被保険者期間となっていたため、国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる上、その入力処理時点では、申立期間のうち、3年11月から4年4月までの保険料は、時効により納付することができない。

また、前述の入力処理時点で、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの保険料は過年度保険料となるため、申立人はA町の職員に一括して納付したと供述しているものの、B町は、当時、A町では過年度保険料の収納を行っていなかったと回答している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したとする担当職員の姓を挙げているが、B町は、当時、A町の国民年金係には、当該姓の職員は在籍していなかった旨の回答をしている上、C県国民年金課作成の市町村国民年金事務担当者名簿（平成5年8月1日現在及び6年4月25日現在）にも該当する職員の記載は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 4 月に A 市 B 区に転居した。その際、同区役所での転入手続が遅れたが、その間も銀行で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 1 月 19 日に同市で払い出されており、申立人は、46 年 1 月 1 日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間に係る資格取得及び喪失の記録は確認できない上、国民年金保険料の納付記録についても確認できない。

また、申立人には、別の記号番号が昭和 55 年 7 月頃に A 市 B 区で払い出されており、申立人は、同年 4 月からの保険料を現年度納付していることが確認できるところ、申立人に係る特殊台帳の昭和 54 年度の摘要欄に「ハガキ 納送 56.2 ハガキ」と記載されていることから、申立人に対して 56 年 2 月に過年度保険料の納付勧奨が行われ、57 年 1 月に、その時点において最大限遡って納付することができる 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立期間の保険料については、当該時点において時効により納付することができなかつたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月頃 から 63 年 2 月頃 まで

私は、昭和 62 年 8 月頃、A 社（現在は、B 社）に C 業種として入社し、D 業務をしていた。申立期間について、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答及び同僚の供述により、申立人が、申立期間に、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間の一部に申立事業所に勤務したとする同僚が、社会保険の加入は強制ではなく、希望者のみの加入であった旨の供述をしている上、申立事業所も、「申立期間当時は、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることなどを踏まえると、当時、申立事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所が、従業員の厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた旨の回答をしているところ、オンライン記録において、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録が申立期間の一部に重なり、かつ加入月数が 1 か月から 7 か月である 7 人全員が、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入していることが確認できるが、申立人には、申立事業所に係る雇用保険被保険者の記録は確認できない。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。